

2024年1月吉日

お客様各位

飯能信用金庫

手形・小切手の全面的電子化に向けた対応について

金融界は政府で閣議決定された2026年度末を期限とする手形・小切手の全面的電子化を目指しており、各金融機関は2027年度以降を期日とする手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標とした自主行動計画を求められています。

飯能信用金庫としても今後の手形・小切手の全面的な電子化およびお客様のDXを促進する観点から以下の対応を実施します。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了します

2024年1月4日(木)より、すべてのお客様を対象に2027年4月以降を期日とする手形等(2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む)について、代金取立の受付を終了します。

電子記録債権・インターネットバンキング等の決済手段への移行をご検討ください

手形・小切手の電子化には、押印・発送・保管にかかる事務負荷の軽減や対面手続きの省力化、印紙税の削減に加え現物紛失リスクの低減など支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。お客様におかれましても電子記録債権(でんさいネットサービス)の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

